

新規での海外由来RD株利用手続きフロー図



- ※1 モンゴル株をご希望の方は、事前に生物多様性支援課 (E-mail: abs-info@nite.go.jp) までお問い合わせください。輸入検疫有害菌に該当する菌株を希望する場合は、別途、植物防疫所への申請に必要な情報を提出いただきます。見積書・納品書の発行が必要な場合は申込書提出時にお申し付けください。
- ※2 NITEと原産国との契約に基づいた利益配分が必要です。
- ※3 ご依頼者様とNITEの双方で確認・調整後、各々の機関で決裁を得て、契約日を合意の上決定します。
- ※4 RD株提供サービスの利用料は前納をお願いします。ご依頼者の会計の規程等で前納ができない場合は①申込書提出の際に理由を添えてご連絡ください。利用料の他に梱包費が発生します。
- ※5 輸入検疫有害菌の提供を受けた方は、利用期間中に保管場所を変更する場合には植物防疫所に変更届が必要となりますので事前にお知らせください。